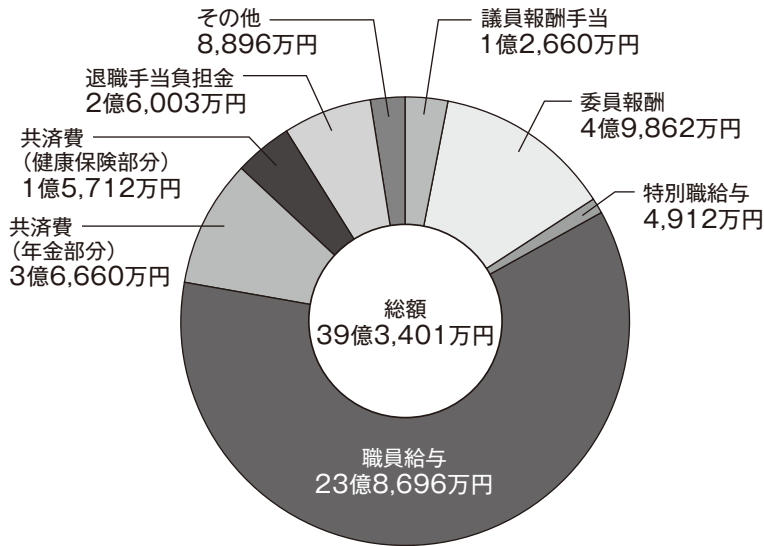


市職員の給与

問 職員課 ☎72・3151

令和3年度 人件費の内訳

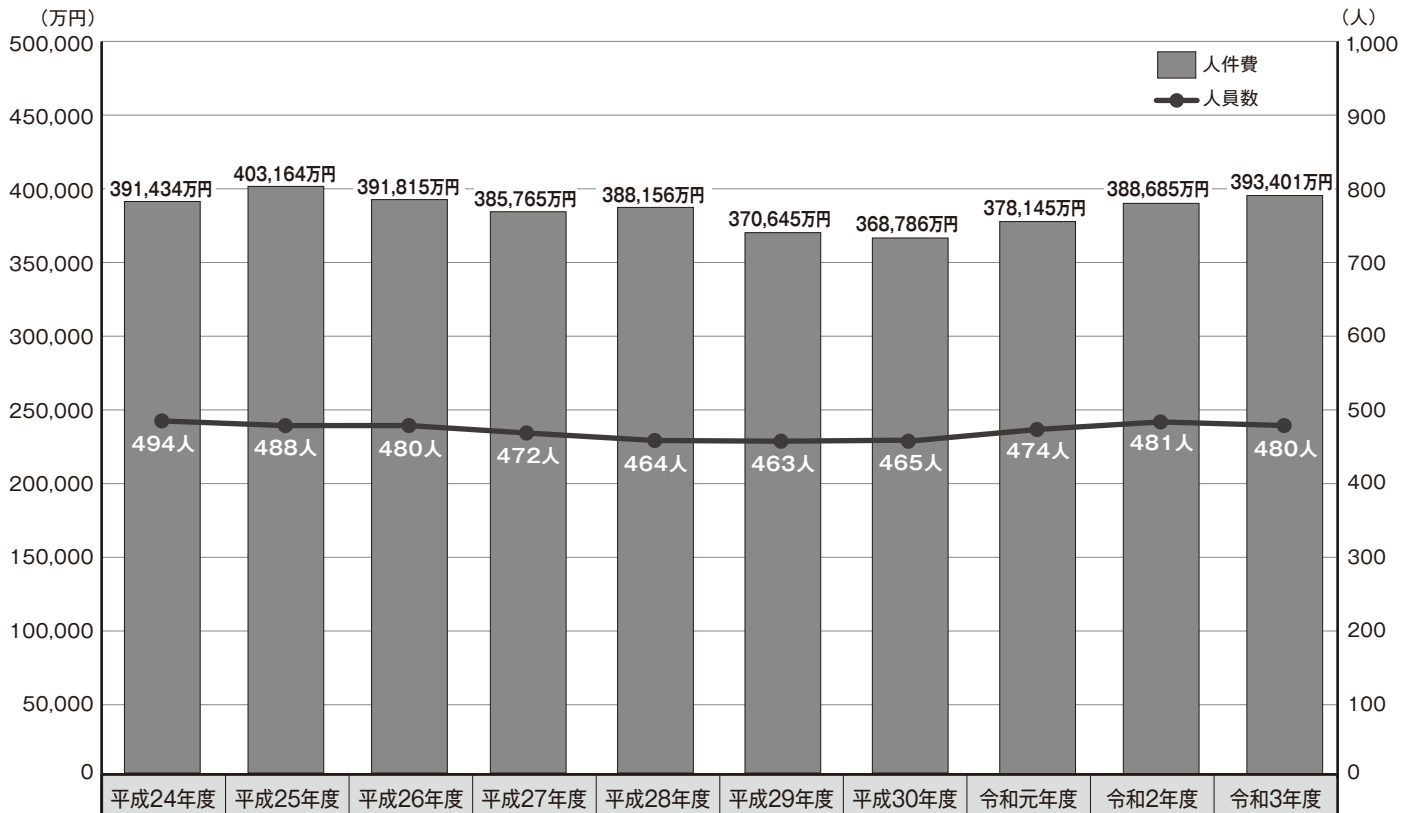


令和4年度 職員の採用状況

試験区分	募集人員	受験者数	最終合格者数
上級(行政)	4人程度	225人	5人
初級(事務)	若干名	75人	2人
社会人(一般行政)	若干名	186人	1人
社会人(一般土木)	若干名	20人	1人
資格職(保育士)	2人程度	7人	2人



人件費総額*と人員数の推移



人員数	市議会議員	特別職	一般職員
平成24年度	22人	4人	468人
平成25年度	22人	4人	462人
平成26年度	22人	4人	454人
平成27年度	21人	4人	447人
平成28年度	21人	4人	439人
平成29年度	21人	4人	438人
平成30年度	21人	4人	440人
令和元年度	19人	4人	451人
令和2年度	20人	4人	457人
令和3年度	20人	4人	456人

* 人件費総額:市議会議員報酬、特別職(市長・副市長など)給与、一般職員給与、その他委員報酬、共済費、退職手当負担金など

職員の給与

職務の内容や責任の度合いに応じて支給される給料と、扶養手当や住居手当など一定の条件に当てはまる場合に支給される諸手当から成り立ち、国や地方公共団体、民間企業の給与などを考慮し、市議会の議決を経て条例で定められています。

職員へ支給される主な手当

手当名	対象・内容	金額	摘要
期末勤勉手当	全職員	最高額 2,579,486円	年間4.45月分 (給料月額+扶養手当+役職加算*)×4.45月分 ※役職加算 給料月額に3級5%、4・5級10%、6・7級15%を乗じた額
		最低額 689,304円	
時間外勤務手当	主事～主幹	最高単価 3,505円	平日時間外勤務1時間当たりの単価
		最低単価 1,308円	
扶養手当	配偶者	6,500円	月額
	子	10,000円	
	配偶者以外の扶養親族1人当たり	6,500円	月額に加算
	満16歳～21歳の子1人につき加算	5,000円	
住居手当	借家(家賃12,000円を超える者が対象)	最高額 27,000円	月額
通勤手当	自動車などの使用者には、距離に応じて支給(2km未満は支給なし)	最高額 32,000円	月額:通勤距離60km以上の場合
		最低額 2,400円	月額:通勤距離2km以上5km未満の場合
	交通機関利用者には、定期券などの実費額を支給	最高額 34,017円	月額
		最低額 7,636円	
管理職手当	部長相当職	75,700円	月額
	部次長相当職	64,200円	
	課長相当職	56,200円	
寒冷地手当	世帯主で扶養親族がいる職員	23,360円	月額 ※11月～3月(5カ月間)支給
	そのほかの世帯主である職員	13,060円	
	そのほかの職員	8,800円	

【職制順】1級・2級:主事(係職) / 3級:主任(係職) / 4級:主査(係長職) / 5級:主幹、課長相当職 / 6級:課長相当職、部次長相当職 / 7級:部長相当職

一般職の年間給与

区分	経験年数	支給額
大学卒	初年度	3,122,730円
	10年	5,885,796円
	20年	6,677,503円
高校卒	初年度	2,836,576円
	10年	4,842,508円
	20年	5,898,015円
管理職	部長	8,889,277円
	課長	8,053,427円

※諸手当含む

特別職の年間給与・報酬支給額

区分	支給額
市長	15,625,700円
副市長	12,507,062円
教育長	10,973,030円
代表監査委員	10,011,224円
議長	7,588,540円
副議長	6,744,000円
議員	6,237,274円

※諸手当含む

※諸手当は期末手当。市長・副市長・教育長・代表監査委員は寒冷地手当(一般職と同額)含む

※期末手当は報酬月額×1.45(加算割合)×3.35月分

■給与水準(ラスパイレズ指数)

令和3年4月1日現在、石狩市は97.5、全国市平均は98.8

※国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの

■職員の勤務時間 ※令和4年4月1日現在

1日:8時45分～17時15分(7時間45分) / 1週間:38時間45分
休憩:12時15分～13時(45分)

■職員の分限処分と懲戒処分の状況

令和3年度の分限処分は4人、懲戒処分は1人

■福利厚生会の状況 ※令和4年4月1日現在

会員数475人 / 総事業費21,435,000円

市交付金3,020,000円(主に事務局の人員費に充当)

主な事業:人間ドック助成、文化・スポーツ部活動助成、

リフレッシュ助成、各種祝金などの給付